

## 災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和年　月　日付けで締結した行政財産貸付契約（以下「貸付契約」という。）に基づき設置した自動販売機（以下「本件自動販売機」という。）内の販売品に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、本件自動販売機内の販売品に係る無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が本件自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の来場者、職員その他の関係者（以下「利用者等」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、利用者等の安全確保に資することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、乙の協力が必要であると判断した場合は、乙に対し書面により協力を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、甲は、乙に対し電話等により協力を要請することができる。この場合において、甲は、乙に対し、後日速やかに協力の要請に係る書面を提出するものとする。

### （協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請があったときは、次に掲げる事項について協力するものとする。

（1）本件自動販売機内の販売品を無償提供すること。

（2）本件自動販売機の取扱いについて甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。

（3）その他、甲乙協議の上必要があると認めたこと。

2 乙は、前項に規定する協力事項を実施するため、本件自動販売機の操作方法を記載した書面、鍵等を、あらかじめ甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定により提出された物品等を厳重に保管しなければならない。

### （費用負担）

第4条 本協定の履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。ただし、甲が必要があると認めた場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、貸付契約の貸付期間とする。ただし、貸付契約が解除された場合は、解除の日までとする。

(協議)

第6条 本協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
甲 江戸川区  
江戸川区長 斎藤 猛

乙